# 愛媛県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生の予防及び まん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るた め、愛媛県感染症対策連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

# (所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
  - (1) 感染症発生の防止及びまん延の防止の施策に関する事項
  - (2) 医療提供体制の確保及び医療機関等の連携協力体制に関する事項
  - (3) 予防計画の策定、改定及び推進に関すること
  - (4) 愛媛県感染症発生動向調査事業実施要綱(平成13年1月1日制定)に基づく感染症発生動向調査(以下「感染症発生動向調査」という。)に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項 に関すること

### (委員)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、保健所設置市、感染症指 定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関及びその他の関係機 関のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 2 協議会の委員は、32人以下とする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任させることができる。

### (会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

# (会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、 委員の任命後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

### (部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び部会員を置き、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(解析評価担当委員)

- 第7条 感染症発生動向調査に係る情報の解析評価を担当する解析評価担当委員をおく。
- 2 解析評価担当委員は、会長が協議会の委員のうちから指名する。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めた時は、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が、協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。 附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。